

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

令和6年1月から、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税（所得割額および均等割額）の免除措置が始まります。

対象となる方・受付期間

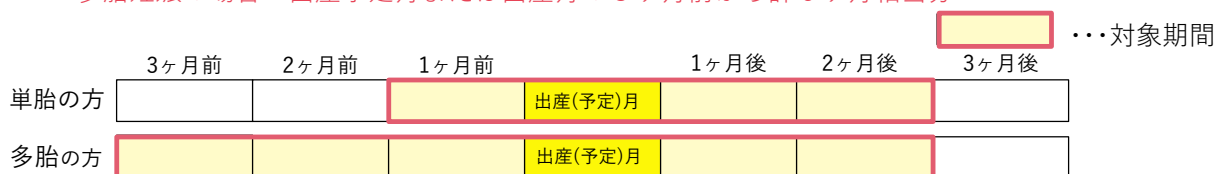
- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）
- 原則として申請が必要です。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。（令和6年1月4日受付開始）

国民健康保険税の免除内容

- その年度に納める保険税から、対象者に係る産前産後期間相当分※の保険税（所得割額と均等割額）が減額されます。

※単胎妊娠の場合：出産予定月または出産月の前月から計4ヶ月相当分、

多胎妊娠の場合：出産予定月または出産月の3ヶ月前から計6ヶ月相当分



- 1) 原則として申請を受付けた翌月に減額後の更正通知を送付します。納期限未到来の納付額で減額分を調整しますので、申請月までに納期限が到来する納付書は納めてください。
- 2) 保険税を減額した結果、保険税が過払いとなった場合は還付します。

【注意】令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の該当期間分だけが対象です。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産(予定)月			

例) 令和5年11月に出産の（単胎）場合、令和6年1月相当分（1ヶ月分）の保険税が減額されます。
（令和6年1月より前の期間については制度開始前のため、減額の対象とはなりません。）

届出に必要な書類

① 産前・産後期間に係る国民健康保険税免除措置届出書

② 母子健康手帳など

出産予定日または出産日を確認することができる書類・多胎妊娠の方はその確認ができる書類
（※出産前に郵送で申請の場合は、母子手帳の表紙と出産予定日を記載したページ、または直近の妊婦健康診査受診票（乙）のコピーなどを添付してください。出産後に届け出る方は原則不要ですが、別世帯の子の場合は出生証明書などが必要です。）

③ マイナンバーカード

お持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類と、運転免許証やパスポート、在留カードなど、顔つきの本人確認書類

届出先

清瀬市 生涯健康部保険年金課国保係 TEL 042-497-2048（直通）